

「規制改革ホットライン」への提案内容と法務省回答

提案事項	日本に代理人を有しない外国人が、在留資格認定証明書の交付を申請する際の規制を緩和していただきたい。	
提案の具体的内容等	<p>外国企業が日本に拠点(子会社、支店又は駐在員事務所)を設立し、当該拠点の代表者又は従業員として本国から外国人を派遣するケースにおいて、在留資格認定証明書の取得に関する問題点が外国企業から度々指摘されている。</p> <p>出入国管理及び難民認定法施行規則では、地方入国管理局に在留資格認定証明書交付申請書及び写真、必要資料を提出する際、地方入国管理局長が相当と認めれば、「本邦にある外国人」又は代理人(当該外国人を受け入れようとする機関の職員等)は出頭することを要されず、この場合、代行の依頼を受けた弁護士又は行政書士等が提出を行うものとされている(出入国管理及び難民認定法施行規則第六条の二第四項)。</p> <p>日本において新規に設立される外国企業の拠点に代表者又は従業員として本国から派遣される外国人が、在留資格認定証明書(投資・経営、企業内転勤等)の交付を申請する際、当該拠点に雇用される日本人など申請の代理人となり得る者がいない場合は、弁護士又は行政書士等に地方入国管理局への申請書の提出代行を依頼していても、「本邦にある外国人」であることを満たすため、申請書提出時に日本に滞在していることを要されることがある。この場合、申請書を提出する時点で「本邦にある外国人」という状態にあるためだけに日本出張を余儀なくされるケースがあり、外国企業からは、無駄なプロセスとして改善を要望する声が度々寄せられている。</p> <p>このため、1. 在留資格認定証明書交付申請書及び写真、必要書類を地方入国管理局に提出するときに、地方入国管理局長が相当と認めれば、外国人は「本邦にある外国人」でなくとも出頭を要しないようにする、2. 弁護士又は行政書士等も代理人として在留資格認定証明書交付申請ができるようにする、等の措置をお願いしたい。</p>	
提案主体	日本進出または日本進出を検討している複数の外国企業等	
所管官庁	法務省	
所管省庁の検討結果	制度の現状	弁護士、行政書士等が在留資格認定証明書交付申請を取り次ぐに当たっては、申請人である外国人本人又は代理人が申請時点において我が国にいないことが必要です。
	該当法令等	出入国管理及び難民認定法第七条の二 出入国管理及び難民認定法施行規則第六条の二、別表第三、別表第四
	措置の分類	対応不可
	措置の概要(対応策)	<p>在留資格認定証明書の申請に当たっては、人定事項の確認、申請意思の確認、事実関係の確認に遺漏なきを期すため、申請人(本人又は代理人)が、自ら出頭して申請することを必要としており、無関係の第三者の取り次ぎによる申請は認めておりません。</p> <p>もっとも、申請人が本邦にあって、取り次ぐ人の立場に照らし、人定確認事務等について特段の問題を生じないと思われる一定の場合には、出頭に代えて取次ぎを認めております。</p> <p>しかしながら、申請人が本邦にいないことを要しないとする時は、出頭に代わる担保措置が十分でなくなり円滑かつ的確な審査を行う上で極めて困難となるので、ご指摘のような改正をするには慎重な検討が必要と言わざるをえません。</p> <p>(追加質問) ・「人定事項の確認、申請意思の確認、事実関係の確認に遺漏なきを期すため」とありますが、一定の場合に代理人が申請することを認めている以上、本人が国内にいないかどうかによる違いはないと考えられます。「出頭に代わる担保措置」が取れない場合には証明書が取れないだけの話ではないのか。逆に、書面のみで確認できる場合があるのであれば、本人が国内にいないことは必須ではないのではないかと。この点に対するご見解を改めてご教示ください。</p> <p>(追加質問に対する回答) 在留資格認定証明書交付申請制度の創設前は、本邦に入国を希望する外国人は、原則として来日前に我が国の在外公館等で査証の発給の申請を行うこととされており、在外公館限りで発給される一部の在留資格(「短期滞在」等)を除いては、海外の在外公館で受付した査証申請書類が我が国の外務省へ送付され、外務省から法務省へ、法務省から地方入国管理局等へ送付され資格該当性・基準適合性について審査が行われ、査証を発給することが適当か否かを法務省を通じ外務省に回答するという流れで手続きが行われていたため査証発給までに相当の日数を要するのが通例でした。そこで、入国審査手続の簡易・迅速化を目的として、平成元年に入管法を改正して在留資格認定証明書交付申請制度を創設し、人定事項の確認、申請意思の確認、事実関係の確認に支障をきたすことのないよう、申請人又は代理人が本邦にいないことを前提として、あらかじめ本邦内において資格該当性等の審査を行い、資格該当性等があると認められるときにも在留資格認定証明書を交付し、在外公館における査証発給の迅速化を図ることとしたものであり、本邦での審査においては認定申請時に申請本人又は代理人のいずれも本邦にいない場合にまでも認めることとするのは困難です。</p> <p>なお、地方入国管理局長が相当と認める場合は、本人又は代理人の出頭義務を免除し、弁護士又は行政書士等による申請の取次ぎを認めています。この場合においては、本人又は代理人が申請時に本邦にいないことにより、取次者との間で人定事項の確認、申請意思の確認、事実関係の確認が遺漏なく行われることが担保されることを前提に、本人又は代理人に出頭義務を免除しているものであり、少なくとも本人又は代理人が本邦にいないことが必要と考えられます。</p>